第６期神川町障害福祉計画・
第２期神川町障害児福祉計画

【令和３年度～令和５年度】

（案）

神川町

本計画における「障害」等の表記の方法については、近年「障がい」といった表記がみうけられますが、神川町障害者計画における表記及び法令等における表記にあわせた漢字表記とします。

目　次

第１章　計画の基本的な考え方 1
１．計画策定の背景及び趣旨 1
２．計画の位置付け 1
３．計画の期間 2
４．計画の策定体制 2
第２章　数値目標及び見込量 3
１．令和５年度の数値目標 3
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行 3
（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 4
（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実 5
（４）福祉施設から一般就労への移行等 6
（５）障害児支援の提供体制の整備等 9
（６）相談支援体制の充実・強化等 10
（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 11
２．障害福祉サービス等の見込量 12
（１）訪問系サービス 12
（２）日中活動系サービス 14
（３）居住系サービス 16
（４）相談支援 17
（５）障害児通所支援等（障害児を対象としたサービス） 18
（６）その他の活動指標 20
３．地域生活支援事業の見込量 23
（１）地域生活支援事業（必須事業） 23
（２）地域生活支援事業（任意事業） 26
４．その他の障害福祉制度 28
第３章　計画の推進 29
１．計画の推進体制 29
２．計画の点検及び評価 29
第４章　成年後見制度の活用 30
資料編 31
１．策定経過 31
２．策定委員会名簿 32
３．策定委員会設置要綱 33

第１章　計画の基本的な考え方

１．計画策定の背景及び趣旨

我が国の障害福祉施策においては、障害者及び障害児が個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度が整備されてきました。

これまで、平成 18 年度の“障害者自立支援法”の施行により、市町村に対して「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、その後、同法の改正法である“障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律”（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、平成 28 年度の“障害者総合支援法”及び“児童福祉法”の一部改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

神川町においては、“障害者基本法”の考え方を踏まえ、平成 30 年度から令和５年度までを計画期間とする「第３次神川町障害者計画」を平成 29 年度に策定し、『ノーマライゼーション・リハビリテーション』の理念に基づき、障害者施策を推進しています。また、平成 30 年度から令和２年度までの必要なサービス量を見込むとともに、その確保を目的として「第５期神川町障害福祉計画・第１期神川町障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供を行っています。

そして、令和２年度に「第５期神川町障害福祉計画・第１期神川町障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、国の定める基本的な指針に即し、新たに令和３年度から令和５年度までを計画期間とする「第６期神川町障害福祉計画・第２期神川町障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

２．計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。神川町においては、両計画を一体的な計画とし、「第３次神川町障害者計画」に掲げる『生活支援の充実』に向けた障害福祉サービス等に関する３年間の実施計画として位置付けます。

また、策定に当たっては、国の定める基本的な指針に即したものとし、「神川町総合計画」、「神川町地域福祉計画（神川町総合計画と一体的な計画）」、「神川町子ども・子育て支援事業計画」等の関連する計画と整合性を図りながら策定するものとします。

３．計画の期間

本計画は、令和３年度から令和５年度までの３年間を計画期間とします。

なお、本計画の最終年度である令和５年度に次期計画の策定を行うこととなりますが、第３次神川町障害者計画についても同時に計画の最終年度を迎えるため、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体的に策定することとします。

ただし、今後の社会情勢の急激な変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて、本計画の見直しを行うこととします。

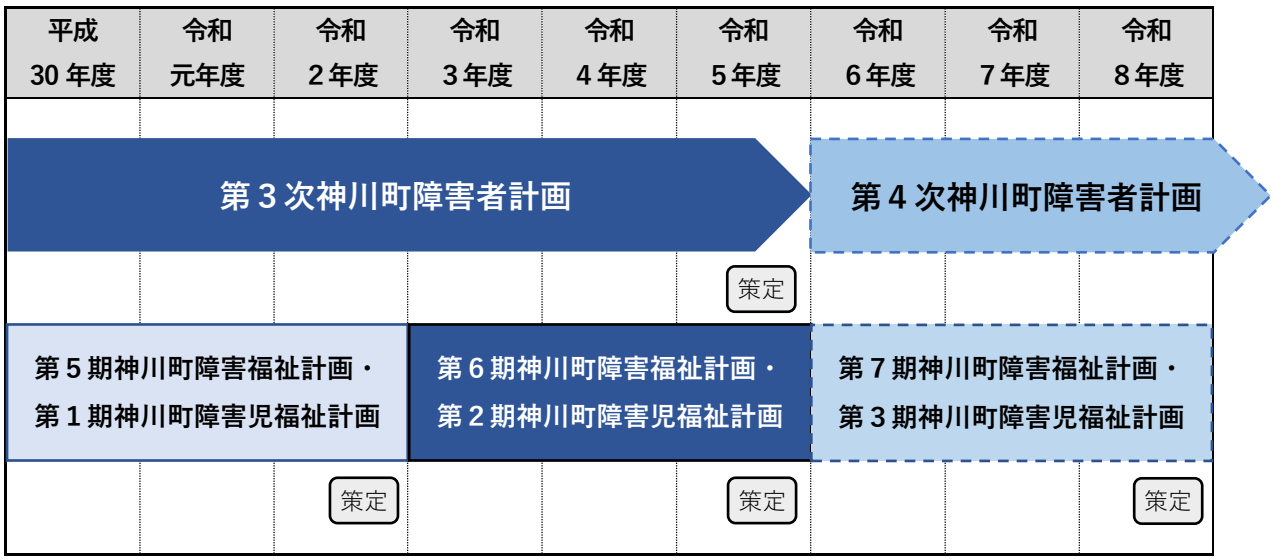

４．計画の策定体制

（１）策定委員会による検討

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障害者団体関係者、社会福祉施設関係者からなる「神川町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

（２）パブリック・コメントの実施

町民や関係者の意見を広く反映させるため、本計画の計画案について、令和３年２月にパブリック・コメントを実施しました。

第２章　数値目標及び見込量

１．令和５年度の数値目標

令和２年５月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国基本指針」という。）及び埼玉県の考え方に即し、次に掲げる事項について、令和５年度を目標年次とする数値目標（成果目標）を設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

■目標設定にあたっての考え方

・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和５年度末までに地域生活に移行する人数及び移行割合の目標を設定します。

・施設入所者の削減数については、県の考え方を踏まえ、目標は設定しません。

【数値目標】

項　　目	数値等
【実績値】令和元年度末時点の入所者数	８人
【目標値】地域生活移行者数	**２人**
【目標値】地域生活への移行割合	**25.0%**

＜国基本指針＞

・令和元年度末時点での施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和５年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6％以上削減することを基本とする。

＜県の考え方＞

・地域生活移行者数は国と同様６％以上とするが、本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であるため、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■目標設定にあたっての考え方

・数値目標は埼玉県で設定します。

・神川町においては、保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置を検討していきます。

＜国基本指針＞

・精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。

・令和５年度末の精神病床における 65 歳以上の１年以上長期入院患者数及び 65 歳未満の１年以上長期入院患者数を目標値として設定する。

・入院後３か月時点の退院率については 69％以上、入院６か月時点の退院率については 86％以上、入院後１年時点の退院率については 92％以上とすることを基本とする。

＜県の考え方＞

・国基本指針のとおり。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■目標設定にあたっての考え方

・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、引き続き児玉郡市（１市３町）で地域生活支援拠点等の整備を検討することとし、目標を設定します。

【数値目標】

項　　目	数値等
【目標値】地域生活支援拠点等の整備数（令和５年度末まで）	**１箇所**
【目標値】運用状況の検証・検討実施回数	**１回**

＜国基本指針＞

・令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

＜県の考え方＞

・国基本指針のとおり。

地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点。または、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制。

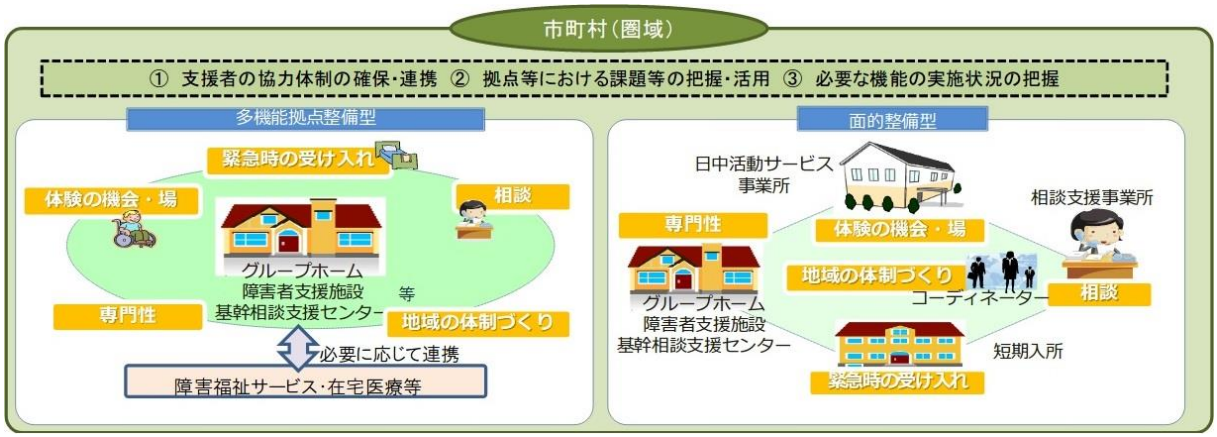

出典：厚生労働省

（４）福祉施設から一般就労への移行等

■目標設定にあたっての考え方

・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心として各種関係機関との連携体制を強化するとともに、就労支援・一般就労への移行を推進することとし、各目標を設定します。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

【数値目標】

項　　目	数値等
【実績値】令和元年度の一般就労移行者数	１人
【目標値】令和５年度の一般就労移行者数	**４人**
【目標値】増加割合	**400%**

＜国基本指針＞

・令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。

＜県の考え方＞

・国基本指針のとおり。

② 就労移行支援事業の利用者数

【数値目標】

項　　目	数値等
【実績値】令和元年度の一般就労移行者数（うち就労移行支援事業）	１人
【目標値】令和５年度の一般就労移行者数（うち就労移行支援事業）	**２人**
【目標値】増加割合（うち就労移行支援事業）	**200%**
【実績値】令和元年度の一般就労移行者数（うち就労継続支援Ａ型事業）	０人
【目標値】令和５年度の一般就労移行者数（うち就労継続支援Ａ型事業）	**１人**
【目標値】増加割合（うち就労継続支援Ａ型事業）	－
【実績値】令和元年度の一般就労移行者数（うち就労継続支援Ｂ型事業）	０人
【目標値】令和５年度の一般就労移行者数（うち就労継続支援Ｂ型事業）	**１人**
【目標値】一般就労移行の増加割合（うち就労継続支援Ｂ型事業）	－

＜国基本指針＞

・就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援Ａ型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上、就労継続支援Ｂ型事業については概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。

＜県の考え方＞

・国基本指針のとおり。

③ 就労定着支援事業の利用者数

【数値目標】

項　　目	数値等
令和５年度の一般就労移行者数 （うち就労移行支援事業･就労継続支援Ａ型事業･就労継続支援Ｂ型事業）	４人
上記のうち就労定着支援事業利用者数	３人
【目標値】就労定着支援事業利用者数の割合	**75%**

＜国基本指針＞

・令和５年度のおける就労支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

＜県の考え方＞

・国基本指針のとおり。

④ 就労定着支援事業所の就労定着率

【数値目標】

項　　目	数値等
令和５年度末時点の就労定着支援事業所数	１箇所
令和５年度末の就労定着率８割以上の就労移行支援事業所数	１箇所
【目標値】 令和５年度末時点の就労定着率８割以上の就労定着支援事業所の割合	**100%**

＜国基本指針＞

・就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本とする。

＜県の考え方＞

・国基本指針のとおり。

（５）障害児支援の提供体制の整備等

■目標設定にあたっての考え方

・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、児童発達支援センターについては、引き続き児玉郡市（１市３町）で整備を検討することとします。

・保育所等訪問支援については、すでに町内１事業所で実施しています。

・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでに児玉郡市内に１箇所設置されています。

・関係機関の協議の場は、すでに児玉郡市（１市３町）で設置済ですが、コーディネーターの配置についても、児玉郡市（１市３町）で検討することとします。

【数値目標】

項　　目	数値等
【目標値】児童発達支援センターの設置数（令和５年度末まで）	**１箇所**
【目標値】保育所等訪問支援の体制の構築（令和５年度末まで）	**体制有**
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数（令和５年度末まで）	**１箇所**
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数（令和５年度末まで）	**１箇所**
【目標値】医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置（令和５年度末まで）	**設置有**
【目標値】医療的ケア児に関するコーディネーターの配置（令和５年度末まで）	**配置有**

＜国基本指針＞

・令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所以上設置することを基本とする（圏域での設置可）。また、令和５年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

・令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保することを基本とする（圏域での設置可）。

・令和５年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする（圏域での設置可）。

＜県の考え方＞

・国基本指針のとおり。

（６）相談支援体制の充実・強化等

■目標設定にあたっての考え方

・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保をするため、その機能を担う基幹相談支援センターについて、児玉郡市（１市３町）での整備を検討していきます。

【数値目標】

項　　目	数値等
【目標】総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保（令和５年度末まで）	**体制有**

＜国基本指針＞

・相談支援体制を充実・強化するため、令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センターがその機能を担うことを検討する。

＜県の考え方＞

・国基本指針のとおり。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■目標設定にあたっての考え方

・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、以下の目標を設定します。

【数値目標】

項　　目	数値等
【目標】障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	**実施有**
【目標】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築（令和５年度末まで）	**体制有**

＜国基本指針＞

・県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

＜県の考え方＞

・国基本指針のとおり。

２．障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分けて、障害児を対象としたサービスはまとめて、それぞれのサービスについて、見込量と確保策を設定します。また、「１．障害福祉サービス等の数値目標」で設定した目標を達成するため、４つの項目について、活動指標を設定します。

（１）訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
居宅介護［ホームヘルプ］	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービスの実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間/月	112	93	107	**143**	**154**	**165**
行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	13	12	12	**13**	**14**	**15**

※令和２年度の実績は、令和２年９月末現在の数値より見込量を算出（以下、同様）

■見込量算出にあたっての考え方

・平成 30 年度から令和２年度の実績は横ばい程度ですが、今後サービスの利用増を見込み、令和３年度以降の見込量を算出します。

■サービス確保のための方策

・利用者の増加が見込まれることから、サービス提供事業者との連携体制の充実を図ります。

（２）日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶＡ型と、雇用契約を結ばないＢ型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所［ショートステイ］ （福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 障害者支援施設等において実施する福祉型と病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

【サービスの実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分/月	396	456	528	**528**	**550**	**572**
	人/月	22	24	24	**24**	**25**	**26**
自立訓練（機能訓練）	人日分/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
自立訓練（生活訓練）	人日分/月	30	30	30	**22**	**0**	**0**
	人/月	1	1	1	**1**	**0**	**0**
就労移行支援	人日分/月	48	64	110	**132**	**154**	**176**
	人/月	3	4	5	**6**	**7**	**8**
就労継続支援（Ａ型）	人日分/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
就労継続支援（Ｂ型）	人日分/月	384	400	572	**594**	**616**	**638**
	人/月	24	25	26	**27**	**28**	**29**
就労定着支援	人/月	2	3	2	**3**	**3**	**3**
療養介護	人/月	1	1	2	**2**	**2**	**2**
短期入所（福祉型）	人日分/月	34	20	30	**30**	**40**	**50**
	人/月	2	2	3	**3**	**4**	**5**
短期入所（医療型）	人日分/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**

※「人日分」という単位は、「月間の利用人数」×「１人１月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

■見込量算出にあたっての考え方

・平成30年度から令和２年度の実績から、生活介護、就労移行支援等は引き続き利用が増加すると見込み、令和３年度以降の見込量を算出します。

■サービス確保のための方策

・利用者の増加が見込まれることから、適切なサービス提供体制の確保を図ります。

（３）居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 [グループホーム]	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
共同生活援助	人/月	11	12	12	**12**	**13**	**14**
施設入所支援	人/月	6	6	6	**8**	**9**	**10**

■見込量算出にあたっての考え方

・共同生活援助、施設入所支援の実績は横ばい程度ですが、今後サービスの利用増を見込み、令和３年度以降の見込量を算出します。

■サービス確保のための方策

・施設入所を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携を図ります。

（４）相談支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整や利用状況の検証（モニタリング）などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等を退所する障害のある人に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	45	52	51	**51**	**53**	**55**
地域移行支援	人	0	0	0	**1**	**1**	**1**
地域定着支援	人	0	0	0	**1**	**1**	**1**

■見込量算出にあたっての考え方

・計画相談支援については、障害福祉サービス等を利用するすべての方を対象にすることから、対象となる利用者が、３年間で利用できるよう計画的に見込量を算出します。

・地域移行支援及び地域定着支援については、入所者等の地域生活移行状況を勘案し、見込量を算出します。

■サービス確保のための方策

・障害福祉サービス等利用者に、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かい支援を行います。また、入院している精神障害者等に対し地域生活への移行に向けた支援や退院等に伴い単身生活に移行した人に対し地域生活を継続するために必要な支援を行うため、指定特定相談支援事業者の確保に努めます。

（５）障害児通所支援等（障害児を対象としたサービス）

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
[障害児入所支援] 福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。【都道府県が実施主体】
[障害児入所支援] 医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。【都道府県が実施主体】
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する際に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整や利用状況の検証（モニタリング）などを行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関係分野の支援を総合調整するコーディネーターを配置します。

【サービスの実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	人日分/月	9	1	3	**8**	**10**	**12**
	人/月	3	1	3	**4**	**5**	**6**
医療型児童発達支援	人日分/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
放課後等デイサービス	人日分/月	234	231	300	**336**	**372**	**408**
	人/月	18	21	25	**28**	**31**	**34**
保育所等訪問支援	人日分/月	0	0	0	**1**	**1**	**1**
	人/月	0	0	0	**1**	**1**	**1**
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
障害児相談支援	人	1	2	2	**3**	**4**	**5**
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	人	0	0	0	**0**	**1**	**1**

■見込量算出にあたっての考え方

・放課後等デイサービスは引き続き、児童発達支援と障害児相談支援は今後、サービスの利用増を見込みます。

・保育所等訪問支援は利用実績がありませんが、令和３年度以降利用を見込みます。

・医療的ケア児に対する支援のため、コーディネーターの配置を目指します。

■サービス確保のための方策

・障害のある児童が円滑にサービスを利用できるよう情報提供に努めます。また、さらなるニーズの把握のためにも、関係機関と連携を図りながら事業の推進に努めます。

（６）その他の活動指標

① 発達障害者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保を図ります。

種類	単位	見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	**3**	**3**	**3**
ペアレントメンターの人数	人	**0**	**0**	**0**
ピアサポートの活動への参加人数	人	**1**	**1**	**1**

ペアレントトレーニング

親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラム。

ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

ピアサポート

同じ悩みや境遇を持つ人が、互いに支え合い、助け合うこと。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者が連携し、精神障害のある人の地域移行を目指します。

種類	単位	見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	**1**	**1**	**1**
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	**5**	**5**	**5**
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有無	**無**	**無**	**無**
	回	**0**	**0**	**0**
精神障害者の地域移行支援	人	**0**	**1**	**2**
精神障害者の地域定着支援	人	**0**	**1**	**2**
精神障害者の共同生活援助	人	**0**	**1**	**2**
精神障害者の自立生活援助	人	**0**	**1**	**2**

③ 相談支援体制の充実・強化等

障害の種別や各種のニーズに総合的に対応できるよう、各相談支援事業所及び関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

種類	単位	見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有無	**無**	**無**	**有**
相談支援事業者に対する指導・助言件数	件	**0**	**0**	**1**
人材育成の支援件数	件	**1**	**1**	**2**
連携強化の取組の実施回数	回	**2**	**2**	**2**

④ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る研修の参加を通じて障害者総合支援法の具体的内容の理解を深めるとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用を検討し、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を適切に提供できるよう取り組みます。

種類	単位	見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
県が実施する研修への参加人数	人	**2**	**2**	**2**
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有無	**無**	**無**	**有**
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	回	**0**	**0**	**1**

３．地域生活支援事業の見込量

神川町において実施する地域生活支援事業（必須事業・任意事業）について、各事業の見込量を設定します。

（１）地域生活支援事業（必須事業）

【事業の概要】

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	●**障害者相談支援事業**　障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。 ●**基幹相談支援センター等機能強化事業**　特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。 ●**基幹相談支援センター**　地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが必要と認められる知的障害又は精神障害のある人に対し、申し立て費用及び後見人等への報酬等の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

【事業の実績と見込量】

事業名		単位	実績			見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施有無	未実施	未実施	未実施	**検討**	**検討**	**検討**
自発的活動支援事業		実施有無	未実施	未実施	未実施	**検討**	**検討**	**検討**
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	**3**	**3**	**3**
	基幹相談支援センター	実施有無	未実施	未実施	未実施	**検討**	**検討**	**実施**
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	**実施**	**実施**	**実施**
	住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	**検討**	**検討**	**検討**
成年後見制度利用支援事業		件/年	0	0	0	**1**	**1**	**1**
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	未実施	未実施	未実施	**検討**	**検討**	**検討**
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	27	26	27	**30**	**30**	**30**
	手話通訳者設置事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	**検討**	**検討**	**検討**
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	1	0	0	**1**	**1**	**1**
	自立生活支援用具	件/年	3	2	0	**3**	**3**	**3**
	在宅療養等支援用具	件/年	0	0	0	**2**	**2**	**2**
	情報・意思疎通支援用具	件/年	0	0	1	**2**	**2**	**2**
	排泄管理支援用具	件/年	214	221	270	**270**	**280**	**290**
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	0	**1**	**1**	**1**
手話奉仕員養成研修事業		人/年（講習終了者）	3	2	3	**3**	**3**	**3**
移動支援事業		人/年	2	1	1	**3**	**3**	**3**
		時間/年	35	30	12	**60**	**60**	**60**
地域活動支援センター事業		人/年	7	3	5	**10**	**10**	**10**
		箇所	2	2	2	**2**	**2**	**2**

■見込量算出にあたっての考え方

・平成 30 年度から令和２年度の事業利用状況を勘案し、見込量を算出します。

・未実施の事業については、実施に向けて検討します。

■見込量の確保のための方策

・年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けられるよう、地域生活支援事業を推進するとともに、近隣市町や関係団体等と連携し、引き続き各事業の取り組みを進めていきます。

・事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

・相談支援事業のうち、障害者相談支援事業と基幹相談支援センター等機能強化事業は、児玉郡市（１市３町）での共同事業として委託により広域実施しており、引き続き同様に実施します。

※障害者相談支援事業所
- 身体：障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人 友愛会）
- 知的：障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人 梨花の里）
- 精神：障害者生活支援センターみさと（社会福祉法人 美里会）

・相談支援事業のうち、基幹相談支援センターについては、児玉郡市で検討を進め、令和５年度の共同設置を目指します。

・意思疎通支援事業のうち、手話通訳者派遣事業については、児玉郡市（１市３町）での共同事業として委託により広域実施しており、引き続き同様に実施します。

・意思疎通支援事業のうち、要約筆記者派遣事業については、埼玉聴覚障害者福祉会に委託しており、引き続き同様に実施します。

・手話奉仕員養成研修事業は、児玉郡市（１市３町）での共同事業として委託により広域実施しており、引き続き同様に実施します。

・地域活動支援センター事業は、児玉郡市（１市３町）での共同事業として委託により広域実施しており、引き続き同様に実施します。

※地域活動支援センターの事業所
- 障害者生活支援センターみさと（社会福祉法人 美里会）
- 地域活動支援センター ポノポノ（NPO 法人 古太萬の会）

（２）地域生活支援事業（任意事業）

【事業の概要】

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス事業	身体に障害のある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
日中一時支援事業	障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中における活動の場を提供し、見守りなどの支援を行います。
レクリエーション活動等支援事業	各種レクリエーション教室や運動会等などを開催し、障害のある人が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【事業の実績と見込量】

事業名	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0	**0**	**0**	**0**
	回/年	0	0	0	**0**	**0**	**0**
日中一時支援事業	人/年	0	1	1	**2**	**2**	**2**
	時間/年	0	12	12	**30**	**30**	**30**
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	0	2	2	**3**	**4**	**5**
自動車運転免許取得費補助事業	件/年	0	0	0	**0**	**0**	**1**
自動車運転免許改造費補助事業	件/年	1	1	1	**1**	**1**	**1**

■見込量算出にあたっての考え方

・平成30年度から令和2年度の事業利用状況を勘案し、見込量を算出します。

■見込量の確保のための方策

・サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。

・スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、児玉郡市（1市3町）での共同事業として委託により広域実施しており、引き続き同様に実施します。

４．その他の障害福祉制度

障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、関係機関と連携を図りながら、今後も継続して以下のサービス等を提供します。

【制度（サービス）の概要】

制度（サービス）名	制度（サービス）の内容
自立支援医療制度	障害者総合支援法に基づく制度で、自立支援医療費（育成医療・更生医療・精神通院医療）の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。【精神通院医療は都道府県が実施主体】
補装具費支給事業	障害者総合支援法に基づく制度で、補装具（失われた身体機能を補完又は代替する用具）の購入・修理等に要した費用を支給します。
在宅重度心身障害者手当支給事業	在宅の重度心身障害者の経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的に手当を支給します。
障害児・者生活サポート事業	町に登録された民間団体が、一時預かり、送迎、出張介護、外出援助等のサービスを提供します。
重度心身障害者医療費支給事業	重度心身障害者が、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を助成します。
重度心身障害者自動車等燃料費助成事業	在宅の重度心身障害者が運転する自動車及びバイクの運行に係る燃料費の一部を助成します。
在宅重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業	在宅の重度心身障害者に福祉タクシーの利用券を交付し、利用料金の一部を助成します。
重度障害者等居宅改善整備費補助事業	下肢又は体幹機能に障害のある人に対して、居宅の屋内及び屋外を障害に応じて改善する場合に、費用の一部を補助します。

第３章　計画の推進

１．計画の推進体制

（１）庁内の推進体制

障害者施策は、福祉や保健、医療などの分野だけでなく、教育、就労、まちづくり等の多岐にわたっているため、関係各課との情報共有及び連携体制の強化を図り、計画の推進に努めます。

（２）広域連携等

児玉郡市障害者自立支援協議会を中心に、地域の関係機関によるネットワーク構築を進めるとともに、児玉郡市（１市３町）の更なる連携強化を図ります。また、広域的に対応することが望ましい事業については、近隣市町との連携を図り、施設の広域利用や事業の共同推進など、円滑なサービス提供及びサービスの充実に努めます。

（３）国・県との連携

障害者施策については、国や県の制度に基づくものが多いことから、国や県の最新動向に留意しつつ、県や各関係機関との連携を図りながら、施策の推進に努めます。

２．計画の点検及び評価

本計画の策定後は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」の PDCA サイクルにより、改善を図っていくことが重要です。

各年度において、数値目標やサービス見込量等の達成状況についての点検及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要な対策を講じ、計画の着実な推進に努めます。

第４章　成年後見制度の活用

【神川町成年後見制度利用促進基本計画】

（１）計画の背景・趣旨

平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）が施行され、国ではこれまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

神川町では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と神川町成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組みを推進します。

なお、神川町成年後見制度利用促進基本計画は、神川町高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画との整合性を図るものとします。

（２）町の現状

神川町では、高齢者に対しては神川町地域包括支援センターが、障害者に対しては町民福祉課が中心となり、制度及び事業の普及・啓発に努めています。

今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、親亡き後の支援が必要な障害者等の増加が見込まれ、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されることから、制度のさらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

（３）今後の方策

- 制度の周知・啓発を行い、利用促進を図ります。
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援をはじめ、制度の利用が必要な人の状況に応じ、適切な支援につなげることができるよう地域連携の仕組み（以下「地域連携ネットワークという。」の構築に努めます。
- 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を段階的に整備していきます。

資料編

1．策定経過

年月日	会議等	内容等
令和３年１月 12 日	第１回策定委員会	・委員委嘱 ・計画の概要について ・計画策定スケジュールについて ・計画素案について
令和３年１月 25 日	児玉郡市障害者自立支援協議会 （書面会議）	・計画素案について
令和３年２月８日 ～令和３年２月 26 日	パブリック・コメント実施	・計画案への意見募集
令和３年●月●日	第２回策定委員会	・パブリック・コメントの実施結果報告 ・計画最終案について
令和３年３月●日	計画公表	・町ホームページでの公開

2．策定委員会名簿

（敬称略）

構　　成	氏　　名	所　　属　　等
学識経験者	松　本　　均	北部福祉事務所
障害者団体・関係機関	相 川　　隆 志	ほっと mama
障害者団体・関係機関	◎　荒 木　　美 弘	神川フロンティア
障害者団体・関係機関	○　齋 藤　　彰 仁	神川町社会福祉協議会
障害者団体・関係機関	井 上　　莉 穂	神川町保健センター （兼）町民福祉課

◎委員長、○副委員長

3．策定委員会設置要綱

神川町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 30 日告示第 157 号

（設置）

第１条　神川町障害者計画及び障害福祉計画（以下「障害者計画」という。）の策定に関し、障害者に関する施策の統合的かつ計画的な推進を図るため、神川町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定委員会は、次に定める事務を所掌する。

（１）　障害者計画の策定に関すること。

（２）　障害者施策に係る調査研究に関すること。

（３）　その他計画策定に関すること。

（組織）

第３条　策定委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　障がい者団体・関係機関の代表

（３）　その他、特に町長が必要と認めるもの

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命された日から、障害者計画策定が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　策定委員会には、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会の会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）
第７条　委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第８条　策定委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

（その他）
第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この告示は、平成 18 年７月１日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 31 日告示第 24 号抄）
（施行期日）
第１条　この告示は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 23 年 11 月１日告示第 72 号）
この告示は、平成 23 年 11 月１日から施行する。

第６期神川町障害福祉計画・
第２期神川町障害児福祉計画

令和３年●月

発行　神川町　　編集　町民福祉課

〒367-0292　埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909

TEL　0495-77-2111（代）　　FAX　0495-77-3915

URL　http://www.town.kamikawa.saitama.jp/